

四日市市告示第 577 号

四日市市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年11月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱の一部を改正する要綱

四日市市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱（平成25年四日市市告示第517号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 住基法の規定による住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の附票の写し、<u>除票</u>の写し及び<u>除票</u>に記載をした事項に関する証明書並びに<u>戸籍の附票の除票</u>の写し</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 この要綱において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) <u>住基法第12条第1項、第15条の4第1項、第20条第1項又は第21条の3第1項</u>の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人</p> <p>(2) <u>住基法第12条の3、第15条の4(第1項及び第2項を除く。)</u>、<u>第20条(第1項及び第2項を除く。)</u>又は<u>第21条の3(第1項及び第2項を</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 住基法の規定による住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の附票の写し、<u>削除された住民票</u>の写し及び<u>削除された住民票</u>に記載をした事項に関する証明書並びに<u>削除された戸籍の附票</u>の写し</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 この要綱において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) <u>住基法第12条第1項又は第20条第1項</u>の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人</p> <p>(2) <u>住基法第12条の3又は第20条(第1項及び第2項を除く。)</u>の規定により住民票の写し等が必要である旨の申出をする者</p>

除く。)の規定により住民票の写し等
が必要である旨の申出をする者

(3)及び(4) (略)

(対象者)

第3条 本人通知制度の対象となる者は、
事前登録の申込みの日において、次のい
ずれかに該当する者とする。

(1) (略)

(2) 戸籍法の規定により本市の戸籍に
記録又は記載されている者(本市が保
存している除かれた戸籍を含む。)

2 前項の規定にかかわらず、国内に住所
を有しない者、死亡した者又は失踪の宣
告を受けた者は、対象としない。

(事前登録の申込み)

第4条 前条に規定する対象者で本人通
知制度の利用を希望する者(以下「事前
登録希望者」という。)は、四日市市本
人通知制度事前登録申込書(第1号様
式)を市長に提出し、当該登録(以下「事
前登録」という。)の申込みをしなければ
ならない。

2 前項の場合において、事前登録希望者
は、本人による申込みであることを証す
るため、個人番号カード、運転免許証、旅券、在留カード、特別永住者証明書、
官公署が発行した免許証、許可証又は資
格証明書等(本人の写真が貼付されたも
のに限る。)その他事前登録希望者が本
人であることを確認するため、市長が適

(3)及び(4) (略)

(対象者)

第3条 本人通知制度の対象となる者は、
事前登録の申込みの日において、次のい
ずれかに該当する者とする。

(1) (略)

(2) 戸籍法の規定により本市の戸籍(除
かれた戸籍を含む。)に記録又は記載
されている者

2 前項の規定にかかわらず、死亡した者
又は失踪の宣告を受けた者は、対象とし
ない。

(事前登録の申込み)

第4条 前条に規定する対象者で本人通
知制度の利用を希望する者(以下「事前
登録希望者」という。)は、四日市市本
人通知制度事前登録(新規・更新)申込
書(第1号様式)を市長に提出し、当該
登録(以下「事前登録」という。)の申
込みをしなければならない。

2 前項の場合において、事前登録希望者
は、本人による申込みであることを証す
るため、住民基本台帳カード、旅券、運
転免許証、在留カード、特別永住者証明書、
官公署が発行した免許証、許可証又
は資格証明書等(本人の写真が貼付され
たものに限る。)その他事前登録希望者
が本人であることを確認するため、市長

当と認める書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 代理人が第1項の規定による申込みをしようとするときは、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 法定代理人 戸籍謄本、登記事項証明書その他法定代理人の資格を証明する書類。ただし、本市に備付けの公簿等の記載又は記録により当該事実を確認できる場合は、これを省略することができる。

(2) (略)

4 (略)

5 前項の規定により事前登録の申込みをする場合において、事前登録希望者又はその代理人は、第2項に規定するいずれかの書類の写し又は第3項第1号若しくは同項第2号に規定する書類(登記事項証明書についてはその写し)を併せて提出することにより、事前登録希望者本人又はその代理権限を有する本人であることを明らかにしなければならない。

(事前登録等)

第5条 (略)

2 (略)

3 事前登録者名簿への登録期間は、無期限とする。

が適当と認める書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 代理人が第1項の規定による申込みをしようとするときは、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 法定代理人 戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類。ただし、本市に備付けの公簿等の記載又は記録により当該事実を確認できる場合は、これを省略することができる。

(2) (略)

4 (略)

(事前登録等)

第5条 (略)

2 (略)

3 事前登録者名簿への登録期間は、登録日から起算して3年とする。

(事前登録の変更等)

第6条 (略)

2 第4条第2項から第5項まで及び前条第1項の規定は、前項の届出について準用する。

3 市長は、事前登録者の氏名、住所、本籍又はその他事前登録をした内容に変更が生じたことを知ったときは、四日市市本人通知制度変更届出依頼通知書(第4号様式)により、事前登録者に第1項の規定による届出をするよう依頼するものとする。

(事前登録者への通知)

第7条 市長は、第三者からの請求により事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、四日市市住民票の写し等交付通知書(第5号様式)により当該事前登録者又はその法定代理人にその旨を通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 住基法第12条の3第4項第5号(同法第15条の4第5項、第20条第5項又は第21条の3第5項の規定により準用する場合を含む。)の政令で定

4 登録期間満了後、引き続き事前登録を希望する者は、当該登録期間満了の日の1月前から満了の日までの間に、再度前条の規定により事前登録の申込みをしなければならない。

(事前登録の変更等)

第6条 (略)

2 第4条第2項から第4項まで及び前条第1項の規定は、前項の届出について準用する。

(事前登録者への通知)

第7条 市長は、第三者からの請求により事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、四日市市住民票の写し等交付通知書(第4号様式)により当該事前登録者又はその法定代理人にその旨を通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 住基法第12条の3第4項第5号(同法第20条第5項の規定により準用する場合を含む。)の政令で定める業務に係る申出により交付したと

める業務に係る申出により交付したとき。

(2) 及び(3) (略)

2 (略)

(事前登録の廃止)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事前登録を廃止するものとする。

(1) 第6条第1項の規定による廃止の届出があったとき。

(2) 第6条第3項の規定による通知書が事前登録者に到達した日から3月経過しても、同条第1項の規定による届出がされないとき。

(3) 第6条第3項又は第7条第1項の規定による通知書が返戻されたとき。

(4) 事前登録者が国外へ転出したとき。

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

き。

(2) 及び(3) (略)

2 (略)

(事前登録の廃止)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事前登録を廃止するものとする。

(1) 第5条第4項による申請がないまま、同条第3項に規定する登録期間が満了したとき。

(2) 第6条第1項の規定による廃止の届出があったとき。

(3) 第6条第1項の規定による変更の届出を怠ったことにより、第7条第1項の規定による通知が返戻されたとき。

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

第1号様式から第4号様式までを次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

第1号様式（第4条関係）

登録番号 _____

四日市市本人通知制度事前登録申込書

（あて先）三重県四日市市長

四日市市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

		年	月	日
①申込者 (窓口に来られた方)	フリガナ			
	氏名	(年 月 日生)		
	住所	〒		
	連絡先	(自宅)	(携帯)	(他)
	区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 任意代理人 <input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人		
②申請者 (通知を希望する方)	<input type="checkbox"/> 窓口に来られた方と同じ			
	フリガナ			
	氏名	(年 月 日生)		
	住所	〒		
③住所 (登録する住所)	<input type="checkbox"/> 上記①の住所と同じ <input type="checkbox"/> _____			
	<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 除票の写し			
④本籍/筆頭者 (登録する戸籍)	<input type="checkbox"/> _____ / _____			
	<input type="checkbox"/> _____ / _____			
	<input type="checkbox"/> 戸籍謄(抄)本・戸籍の附票の写し <input type="checkbox"/> 除籍・改製原戸籍謄(抄)本・戸籍の附票の除票の写し			

*注1 各欄に必要事項を記入し、該当する□にレ点を付けてください。

*注2 次の書類を提示し、又は提出してください。

- (1)あなたの本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）
- (2)あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）
- (3)あなたがこの申込に係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類（委任状等）
- (4)現在四日市市に住民票も戸籍もない方は、現在の住所が確認できる公的な書類。

※次の欄は、記入しないで下さい。

受付者	登録日	本人等の確認書類	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 代理人	<input type="checkbox"/> 法定代理人	戸籍処理者	住基処理者
	年 月 日	<input type="checkbox"/> 個 <input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> その他 ()					

第3号様式（第6条関係）

第3号様式（第6条関係）

登録番号 _____

四日市市本人通知制度事前登録（変更・廃止）届出書

（あて先）三重県四日市市長

四日市市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱第6条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

		年 月 日
<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 廃止 ※廃止の場合①②のみ記入してください。		
①届出者 (窓口に来られた方)	フリガナ	
	氏名	(年 月 日生)
	住所	〒
	連絡先	(自宅) (携帯) (他)
	区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 任意代理人 <input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人
②登録者 (登録している内容) <small>※変更の場合は変更前の内容を記入してください</small>	フリガナ	
	氏名	<input type="checkbox"/> 上記①の氏名と同じ (年 月 日生)
	住所	<input type="checkbox"/> 上記①の住所と同じ
	本籍/筆頭者	/
	連絡先	(自宅) (携帯) (他)

登録事項の変更内容（変更箇所のみ記入してください。）

③変更内容	フリガナ	
	氏名	
	住所	
	本籍/筆頭者	/

*注1 各欄に必要な事項を記入し、該当する口にはレ点を付けてください。

*注2 次の書類を提示し、又は提出してください。

- (1)あなたの本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）
- (2)あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）
- (3)あなたがこの届出に係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類（委任状等）
- (4)現在四日市市に住民票も戸籍もない方は、現在の住所が確認できる公的な書類。

※次の欄は、記入しないで下さい。

受付者	登録日	本人等の確認書類	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/> 法定代理人	戸籍処理者	住基処理者
	年 月 日	<input type="checkbox"/> 個 <input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> その他 ()			

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の四日市市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱（以下「改正前の要綱」という。）第5条第1項の規定により登録されている者（以下「旧登録者」という。）は、この要綱の施行の日に改正後の四日市市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱（以下「改正後の要綱」という。）第5条第1項の規定により登録されたものとみなす。
- 3 旧登録者以外の者からなされた事前登録の申込みは、改正前の要綱の規定によりなされた申込みであっても、この要綱の施行の日以後、改正後の要綱の規定によりなされたものとみなす。

(市民生活部市民課)